

ペルー一九三三年憲法制定過程における「大統領中心主義」
——「議会中心主義」と「合議制行政府」の狭間で——

川 畑 博 昭

〈目次〉

はじめに

- 一 規範上の「議院内閣制」と実態における「大統領統治」
- 二 「人民主権」原理と「行政権こそ民主主義」
- 三 「大統領独裁」と「議会独裁」
- 四 「大統領中心主義」と「議会中心主義」の隘路
おわりに

はじめに

「ヨーロッパの近代は、世界市場が地球的規模で拡大することによって成立したという意味で、コロンブスに代表される大航海時代に求められ：（中略）：アメリカ（大陸）がヨーロッパ近代へ包摂されることによつて近代世

界システムが成立した」という意味において、ラテンアメリカとヨーロッパの関係を「近代の陽画と陰画」と捉える見方がある。⁽¹⁾「常識的」ともいえるこの構図は、しかし日本の憲法学において、「近代立憲主義」を徹底的に相対化し、近代西欧の内における自己批判の契機を引き出した上でそれを擁護しようとする論者を除いては、顧みられるることは少ない。ラテンアメリカが今なお未踏の研究分野に属していることは、その証左ともいえるが、そのような学界状況のなかで、ラテンアメリカ諸国における近代憲法原理の規範と動態を考察の対象とする作業には、「もう一つの近代」のありようを探る意味でも、一定の意義が認められるのではないだろうか。

そのような構えを一方に据えつつ、筆者はこれまで、ペルーにおける「大統領中心主義 *presidencialismo*」の統治構造を歴史的に明らかにすることを試みてきた。⁽⁴⁾ペルーを研究の対象に選択するのは、次のような理由による。一五世紀末の「近代との遭遇」を境に、ペルーはインカ帝国の中心からスペイン植民地支配の要衝となり、歴史的にはラテンアメリカにおいて地政学的に重要な位置を占める。くわえて、異なる国家形態の下でその統治形態は、皇帝（前植民地期）、君主（植民地期）、共和国大統領（独立後）と一貫して独任制であった。⁽⁵⁾この意味で、近代市民革命を経ることなく「独立」を達成したラテンアメリカにおいて、分析の出発点にペルーの「大統領中心主義」を据えることは、「近代」をめぐる「構図」を鮮明にする意味がある。

本稿は、ペルー一九三三年憲法の制定過程における議論のなかから、当時のペルーにおいて「大統領中心主義」がどのように理解されていたのかを、「議会中心主義」⁽⁷⁾と「合議制行政政府」の統治形態構想との関わりで明らかにする試みである。ところで、一九三三年憲法はペルー憲法史上はじめて、直接公選制による行政権の長としての性格を有する共和国大統領に、「国家元首」と「国民の体現者」の性格を付与した。同規定の提案者である憲法制定議会議員のフェイホー（Ricardo FEIJÓO REYNA）は、「議会中心主義」を明確に支持する立場から、「君主」の如く捉

えられた共和国大統領の実態に対するものであると、法案の提出趣旨を述べたが⁽⁹⁾、当該規定はその後の審議でも他の議員から「一切の発言がないまま可決された」⁽¹⁰⁾。

さて、一九一九年にクーデタによつて誕生するレギーア (Augusto B. LEGUÍA) 政権は、ペルー史のなかでタブーであつた大統領の再選禁止条項を、憲法改正という合法的手段で解禁し、一年にもわたる長期独裁政権を敷いたのち、一九三〇年、サンチエス・セロ (Luis M. SÁNCHEZ CERRO) を首謀者とする軍事クーデタによつて崩壊した。⁽¹¹⁾ ラテンアメリカ諸国の憲法史は、クーデタと新憲法制定の取り合せが、後者によつて前者を正統化する政治手法であることを教えてくれるが⁽¹²⁾、一九三〇年のクーデタを奇貨とした一九三三年憲法制定過程は、それゆえに、レギーア政権期に対する強烈な批判によつて貫かれている。⁽¹³⁾ フェイホーイの手に成る大統領の新たな性格規定も、ひとまずそのような文脈で理解されなければならない。しかしながら、直接公選制による行政府の長としての性格を維持したまま大統領へさらなる性格を付与したことは、ペルー憲法史の文脈においては、フェイホーイが意図した「脱君主化」の機能とは逆向に作用する虞れがあり、そもそも「議会中心主義」への「転換」を説く者にとって「一切の発言」なしに可決などしていい規定ではなかつたはずである。その意味で、一九三三年憲法は「大統領中心主義」を実定法上明確に位置づけた側面を併せもつと見ることもできるのである。⁽¹⁴⁾

もとより、限られた筆者の能力と本稿の紙幅のなかで、この「確立期」における「大統領中心主義」の全貌を描くことなど到底できないことから、以下では、憲法制定過程における制定者たちの発言および認識を手がかりにして、その一端を示すにどまらざるをえない。そこでまず、一九三一年憲法制定議会の開設に先立つて設置された憲法草案起草委員会が、ペルーの統治の実態をどのように認識し、ありうべき統治をどのように構想していたのかを探る。次に、「大統領の選出」をめぐる憲法制定議会審議過程で示された二つの立場——「多数意見」（直接公選

制)と「少数意見」(議会による間接選挙)——から、次のような論点を取り出し検討する。第一に、ペルーにおける「人民主権」原理と大統領の直接公選制との結びつきの歴史的意味であり、第二に、大統領の選出方法と統治形態の社会学的関連を示す実態の側面である。そして第三に、独任制としての大統領の地位がもたらす害悪に着目し、この克服を試みた「合議制行政府」論である。

一 規範上の「議院内閣制」と実態における「大統領統治」

一九三〇年の軍事クーデタを経て、一九三一年一二月七日に実施された憲法制定議会選挙では一四五名の議員が選出され、翌八日、憲法制定議会が開設された。⁽¹⁵⁾このうち六七議席を得て多数派を形成したのは、クーデタの首謀者サンチエス・セロ大統領率いる革命連合Unión Revolucionariaのサンチエス・セロ派sanchezcerristaであったが、その他に分権派descentralizador⁽¹⁶⁾として最大の野党を形成したのが二七名の議員を獲得したアメリカ人民革命同盟Alianza Popular Revolucionaria Americana⁽¹⁷⁾であり、これにくわべペルー社会党Partido Socialista del Perúも四議席を確保していた。

一九三一年八月七日、全国統治評議会Junta Nacional de Gobiernoは、レギア政権下の一九二〇年憲法に代わる新憲法制定の草案を起草し、同年末に開設・召集が予定されていた憲法制定議会に上程する目的で、一二名の構成員から成る委員会を任命した。⁽¹⁸⁾この事実上の主宰者は、一九世紀初頭のペルー憲法学の祖ビリヤラン(Manuel Vicente VILLARÁN)であり、同委員会は、一九三一年一二月五日、「国家の構造と権限」を定める第一部および「基本的権利と義務」を規定する第二部から構成される全一〇四条の憲法草案に、「草案提出趣旨説明書Exposición de

Motivos（以下、「趣旨説明書」⁽¹⁷⁾）を付して政府に提出し、任務を終了した。

「大統領制」に関するビリヤランの認識の出発点は、行政権の組織編成および行政権と立法権との関係について、ペルーは一八二八年の憲法以降、米国憲法をモデルとして導入し、これにヨーロッパ諸憲法から採取した議院内閣制の要素によって修正を施してきたのであり、そこから、「共和国大統領の制度を模写」し、「これに眞の国家元首 Jefe de Estado に匹敵する広範な統治権力を付与してきた」⁽¹⁸⁾とする点にある。他のラテンアメリカ諸国もすべて、ペルーの憲法が取り入れてきた修正と類似のものを含みながら、「米国大統領制の模倣者 imitadores del tipo presidencial」と見る。議院内閣制 *gobierno parlamentario* へ移行すべきとする立場に対しても、議会統治のよく知られた性格は、「行政府の長としての独任的権力 poder personal とその権威を内閣に移す」とによつて、(大統領を)ほとんど無に帰すか削減することにある」として、これに対しては現実的理由で反対する。彼によれば、「議会統治または内閣統治は、憲法がそれを予定 Preparar することは可能であるにしても、作り出す crear ことはできない」（以下では、特記しない限り、傍点およびカッコ内は引用者）。そのような統治形態は、一定の状況下で、議会の多数派が大統領に優位し、大統領が議会によって選出された内閣に統治の実体 *realidad del gobierno* を譲ることを強要するに足る十分な力を与えることができるような、立法化になじまない政治的力の產物 *obra de las fuerzas políticas ilegítimables* として確立・実現されるというのである。確かにペルーの憲法は、独立当初から國務大臣制を採用し、大統領行為の有効性を担保するための各大臣の副署、議会による大臣召喚制 *interpelación*、議会による内閣の不信任など、「ペルーは、憲法規定や大臣法が議院内閣制を法的に可能とするあらゆる要素を完全に含んでいるにもかかわらず、それを確立することができなかつた」⁽¹⁹⁾。つまり、「ペルーにおいては、議会が、憲法条文の行間に法的には存在するはずの議院内閣制を、事実において確立するだけの力を欠いていた」のである。

ペルーにおける議会中心主義（議院内閣制）の可能性を、「規範」と「動態」の齟齬として描いて見せるビリヤランの以上の認識からは、議会中心主義に思吹を与えるためにペルーに存在しなかつたのは憲法規定ではなく、「議会と共和国大統領の地位の間の政治的価値の再配分 redistribución de valores políticos」だったのであり、その最終的な目的は、「力の均衡を議会の側へ向くように、完全に断ち切る」と「でなければならなかつたのである。しかしながら、これまでには、大統領の側への傾斜が見られ、ペルーの歴史ならびに政治的心理および慣習からすれば、将来的にも議会が議院内閣制を実現することは望むべくもない。むろん、「我々は、あるいは革命のような事物の抜本的な改革の結果としてでなければ、大統領統治を廃止する」となど想像もできない」。つまり、「有能な統治者 gobernante efectivo としての固有かつ広範な権能を有する大統領という制度は、強固な伝統ともはや抑える」とのできないものとしての民衆の慣習によって、ペルーおよびラテンアメリカ全体で支持されており」、まだそれは、「政治の展開に対して、不屈の法律を実施しなければならないような社会経済的状態 *estado social y económico* に呼応する」ものである。ビリヤランはこうした大統領による統治体制を、「活力ある行政府 Poder Ejecutivo vigoroso」すなわち「強固となるを得ないと同時に、法的には抑制された統治」と位置づけ、これは、民主的国家の如何を問わず、また統治する者が大統領であるうと内閣であるうと、「近代国家に固有の条件」と普遍化する。

ビリヤランは、ペルーにおける統治の実態の固有性とその普遍的性格を以上のように描いてみせた上で、大統領の直接公選制について、「その危険性を無視するわけではないが、議会による選出よりは、我々の政治的状態 *estado político* により適合的である」とする。²⁴⁾ そして、より現実的な見地から、直接公選制とカエサル主義との因果関係を否定する。それは、「投票の秘密と定期的に実施される選挙がある場合には、大統領選挙に有利な候補者を即興で作り出す」とはできないが、他方、それは、より小規模な影響力のある者から構成される集団のなかでは可能とな

る。つまりそれは、人民による選挙においては、個人レベルでの繋がりや裏取²⁴⁾ combinaciones y acomodos personales は不可能となる」とによる。その人民については、大統領が実権をもたず議会による間接選挙を定めるフランスにおける人民の「無関心」と対比しつゝ、大統領の権力が強大なところの人民の反応を次のように見る。そいつでの最大の関心を引き起こす政治課題は大統領の人格であり、人民は自分以外に大統領を選出できる者などいないと考え、「この権利を議会に譲ることは、すなわち、一つの虚構 artificio が確たる現実以上に強いものとなることを企図することと同義」となる。それゆえ、議会は人民からの圧力のなかで選出の自由を失うか、もし自由に選ぶとすれば、それは、民衆の暴動を引き起こしかねない。ビリヤランの²⁵⁾のような認識は、彼が「ペルーの議会は、異常事態ゆえに何度も大統領を選出してきたが、その経験は、あらゆる懸念を保証するに余りある」と述べると、十分に込められているといえるだらう。

二 「人民主権」原理と「行政権」との民主主義²⁶⁾

一九三三年一月一日から四日まで、憲法制定議会において「共和国大統領の選出方法」に関する審議が行われた。²⁷⁾では、憲法制定議会憲法委員会多数意見草案（以下、「多数意見」）が大統領の選出を直接公選制によるべきと主張したのに對して、同少数意見草案（以下、「少数意見」）は、それを議会による間接選出に委ねるべきとした。その場合、「多数意見」が依拠したのが、「権力は人民 Pueblo に発する」という意味の「人民主権」原理である。「多数意見」に署名した²⁸⁾ゲバラ（Víctor J. GUEVARA）の見解から、「多数意見」の論理を探ることができる。彼は、大統領の選出方法をめぐる議論において、「ペルーにおいてどのような行政政府が望ましいか」を明らかにしてお

く必要があるとして、次のように述べる。議会ではなく国民 Nación による共和国大統領の選出は、民主的原理に
もつとも適合するが、それによれば、統治の本質的作用の淵源は「国民の主権 Soberanía de la Nación」に存し、それ
らの作用を担う者も国民によつて任命されなければならない。その根拠は、「立法権と行政権の法的地位は同等で
あり、後者の実際上の政治的重要性は、両権力が固有の実存 propia sustantividad の二つの幹の如く、同じ主権意思
Soberana Voluntad から生まれるべき」とを要請するのであり、一方が、法の作用によつて por la acción de la Ley 別
の枝（一領域）となつてはならない」点にある。くわえて、行政府は「国家全体の統治力 vida entera política を強力
かつ実効的に推進していく」とから、論理的には、当該統治力推進の実現を担う行政府の長が、政治的統一体 Colec-
tividad Política の任命から即時か直接に生まれる」とによつて、一般的善 bienestar general のために、立法権に対し
て断固たる独立性をもつて行動する能力を付与される」ことが導かれるのである。²⁵⁾

ガバラに代表される「多数意見」に対しては、同じ憲法委員会メンバーで「議会主義への移行」を条件に「少
数意見」に立つたロカ (Ernesto ROCA) の反論がある。「人民主権」原理に関する彼の立脚点は、その淵源と行使形
態の峻別にある。それに従えば、実際の適用の場面では、全ての代表が人民を淵源とする正統性を有することはで
きず、この原理の全面的かつ絶対的適用は不可能である。したがつて「人民主権」原理は、権威は神に発するとい
たあの原理のよう、かなりの程度「形而上学的表明」に過ぎない。この権力の具体化の段階では、法によつて定
立・制限され、憲法が定める実定法規に服すのであり、結果的にこの原理は、単に宣言されただけで無視される。
ところで、憲法は、行政、立法、司法という三つの基本的権限を作り出すが、「人民主権」原理が、必然的に、人民
による直接投票によつて権限の分離をもたらすとすれば、直接投票は大統領の選出だけでなく司法権に対しても適
用しなければならない。それゆえ、理論および学説だけでなく、ペルーが有する権力編成の組織的かつ理論的装置

そのものからして、「多数意見」の主張は矛盾を来たし、統一体 organizationとしてのペルーにおいて、実際上は「人民主権原理と共和国大統領の選出との間に生じる相関係は存在しない」ことになる。

こうした議論が展開される背景には、主権原理を生成してきた本籍地とは異なる、ペルー独自の主権規定の形態がある。ペルーは独立から今日に至る憲法において、「多数意見」がいう権力の正統性原理としての国民主権を規定してきた。最初の憲法典に先立つてペルーの国家形態を確定した一八二二年の政体基礎法および一八二三年憲法⁽³¹⁾は、「主権は、本来的に、国民 *nación* に存する」と定めると同時に、ペルーの国民＝国家がスペイン君主制およびあらゆる外国の支配から独立し、いかなる人物および一族の所有物とはなりえないことを規定していた（二条、三条）。一八二一年の独立宣言、一八二三年の憲法制定にもかかわらず、ペルーの独立が実質的に確定するのは一八二四年になつてからのことであり、したがつて、⁽³²⁾この國民主権には、植民地支配からの離脱という抗議概念としての主権本来の性格が明確にあつた。その後、「終身大統領」を定める一八二六年憲法も、主権が人民から発することを宣言するものの（八条）、選挙権を有する市民の要件は、識字能力や職業といった制限を伴つたものであり、國民から人民への憲法上の文言の変更にもかかわらず、フランス流の「人民主権」と同一に解することはできない。その後、一八六〇年憲法まで主権の所在を示す規定は存在せず、ただペルーが王権的国家 *Nación soberana* であり、國民（國家）の独立（一八二八年憲法同條）および一体性（一八三九年憲法同條）を侵す協定を締結してはならないことが定められるのみであった。独立後の内乱から脱して一定の制度的安定期に入つていく一八五六年憲法（三条）⁽³³⁾の時代から再び、主権の所在が「國民」にあるとされ、これは一八六〇年憲法（三条）、一八六七年憲法（一
条）、一九二〇年憲法（三条）へと踏襲される。こうして、スペイン植民地から実質的な独立を果たしたのちにおいては、⁽³⁴⁾この國民主権はその対抗物を失つてしまふと見なければならないが、問題は、その行使形態である。

ペルーの憲法は独立当初から、主権の行使形態については常に「代表民主制」を基本とし⁽⁴⁾、主権は委任による行使を原則とし、委任の対象としては常に、議会のみならず、行政府および司法府をも含んでいた。一八二三年憲法は、主権の行使が権力担当者 *magistrados* にあるとして、委任による行使形態のみを認め（三条）、その後の憲法においても、表現上の差異を伴いながら、ペルー国民は自らの主権の行使を、憲法によって設立される立法、行政、司法の三権、または憲法が定める国家権力担当者 *funcionarios* に委ねるべきことを定めていた。もつとも、「多数意見」⁽⁵⁾が司法権の直接公選制を求める点を以って、その論理一貫性の欠如を突く口カの批判は、司法権の独立は独立當時から意識されており、ビリヤランの認識に見られたように、ペルー国家の基本構造としての大統領統治体制のなかで、その基軸を「活力ある行政」⁽⁶⁾に求めるペルーの文脈からすれば、的を射ていないといわざるをえない。

「人民主権」の担い手として議会を中心据えた口カの見解は、主権の歴史的性格を踏まえた正統的、理解とはいえて、ペルーにおける直接公選制は、行政に限つて問題となりうる性質のことながらであつた。ペルーにおける共和国大統領は、事実上、独立という革命的状況のなかで誕生する⁽⁷⁾が、その選出方法は最初から直接公選制によつていたわけではない。一八二三年憲法は、元老院が指名する個人のなかから議会が選出するものとしていたし（六〇条二四号）、「終身大統領」を定めた一八二六年憲法においては、当然のことながら一回限りの「選出」は、議会の絶対多数の手に委ねられていた（七八条）。それが一八二八年憲法になると、地方 *provincia*⁽⁸⁾との選挙人団によつて選出され、選挙人団の設立の基礎を詳細に定めていた（同上一号～六号）。一八三四四年および一八三九年の両憲法は同様の選出方法を踏襲したが（それぞれ、六九条および七〇条）、一八五六年になると人民による公選制を導入し（七五条）、一八六〇年憲法（八〇条）、一八六七年憲法（七二条）、一九二〇年憲法もこれに従つた。このように、ペルーでは大統領の公選制が、実定憲法上早い時期に認められていたのである。

一八五六年憲法以後、権力の正統性の所在としての国民＝人民主権と共和国大統領の直接公選制が規定される事実からは、一九世紀半ば以降、「多数意見」のいう主権原理とそれに基づく大統領の直接公選制が、憲法規範上も確立しつつあつたことが窺われる。この時期は、他のラテンアメリカ諸国がそうであつたように、独立後の国内の混乱が治まり、一定の変動は伴いつつも、ペルーにおいてはようやく憲法に基づく統治が開始されていくときでもある。その意味で、ペルーの立憲秩序の生成期から、大統領の選出は「人民主権」原理による直接公選制と結びつき、「議会中心主義」の伝統のあるところとは異なり、そもそもその時点から「行政権こそ民主主義」が問題となる歴史的文脈が存在していたといえるだろう。ここには、ペルーの国家構造の基本的性格が、議会ではなく、直接公選制による大統領による統治にある点が見て取れる。大統領の廃止は「革命」のような所産でもなければ「想像できない」としたビリヤランの見解は、このことを示している。結局、賛成七七票、反対一八票の多数で、直接公選制が可決されるが⁽¹⁾、このことは、当時の憲法制定者たちにおいて、人民主権が論理必然的に直接公選大統領を導くとする認識が存在していたことを示唆するのである。

三 「大統領独裁」と「議会独裁」

ビリヤランは、直接公選制とカエサル主義との因果関係を否定したが、この社会学的側面に関する問題をめぐつても、両「意見」は対照を成していた。「少数意見」は直接公選制が「大統領独裁 *Dictadura Presidencial*」または「統領的統治 *Caudillaje*」を生み出すとするのに対し、「多数意見」は、間接選挙こそ「議会独裁 *Dictadura Parlamentaria*」をもたらすとした。

「多数意見」によれば、議会による大統領の選出は、立法権と行政権の「均衡」が失われ、後者が前者に従属し、「議会独裁」を招く虞れがある。行政府が自らの職務を実効的に実現するためには、人民による投票のみが付与する」とのできる活力と名声とを必要とするのであって、議会によって選出された大統領は効率性および活力のいざれももちえない。さらに、ペルーの人民が国家元首を選出することは慣行として一世紀以上もの伝統を形成し、「これがペルーの「政治的心理 Psicología Política」を決定づけてただけに、これを人民から奪うこととは、ペルーが必要とする憲法の連續性と安定性を損なう革命的要求を引き起こす可能性がある。結局、直接公選制が「大統領絶対主義 Absolutismo Presidencial」をもたらすわけではなく、正當に選出された歴代の大統領は法制度を遵守してきたのであり、他方で議会による間接選挙は「ほぼ間違いなく」、議会において同一の利害と人物を永続させる「立法独裁」をもたらす。「大統領独裁」はありうるとしても、これが一人の人物の人的資質に依存するのに対し、立法独裁は「不可避の常態化する制度」である。⁴⁴⁾

「少数意見」は直接公選制が「統領主義統治」を生み出すことを起点に据え、ペルーは独立以来の弊害に苦しんできたと見る。その基礎を成していくのが、——とりわけ地方の——市民意識の低い人民であり Pueblo Inculto、それゆえに彼等は、自覚的に投票をせず、その支持を受けた大統領は、自らを議会に対し優位と見なし、議会を無視した「独善的政策 Política Personal」を強要し独裁化する。間接選挙は立法権と行政権の緊密な結びつきをもたらし、独裁を永久に葬り去るが、他方で、莫大な資金を必要とする大統領選挙はそれをもたない市民を立候補から排除するのみならず、候補者と国内外の資本家との癒着も惹起する。ペルーの「社会心理的性質 Idiosincrasia Social y Psicológica および萌芽的市民意識 Incipiente Cultura Cívica」からすれば、直接公選制は国民感情の悪化、軍の分裂、ひいては無政府状態的国家を招くことになる。

独立後も憲法によつて「市民」に包摶されるとのなかつたペルー国家内の大多数（端的には識字要件を満たせないインディオ^(脚注)）の選挙権をめぐる問題は、一九三一年憲法制定議会の争点の一つではあつたが、「少数意見」におけるいわば「愚民觀」は、ペルーが歴史的に抱える社会構造の投影でもあつた。

「少数意見」が問題とする「市民意識の欠如」に対して、人民主権からの直接公選制を支持したシエラ（Toribio SIERRA MENTENEGRO）は、論理的には議会選挙についてもその見方は成立しうるはずだとして、民主主義の欠陥を、人民から権利を奪う」とによつてではなく、権利行使によつて克服すべであると主張した。^(脚注)にも、論理だけでは解けない制度的特質が見て取れる。

独任機関としての大統領制とペルー人民の社会的実体とを結びつけて間接選挙を説いたパストール（Francisco PASTOR）の発言は、この点を指摘したものだつた。彼によれば、大統領は歴史的に、常に大衆の深奥に潜む統領を好む傾向から生まれてきたのであり、社会学的な「統領統治主義 caudillismo」が「市民としての信念 convicción cívica」ではなく、「大衆の熱狂 fervor de las masas」のなかに存在し、それは常に一人の人物に発現してゐたのである。ところで、選挙によつて付与される民主的正統性の強度は、政党を媒介にした複数の構成員から成立する議会と、そうした媒介なしに選挙民と一人の人物が直結する独任制行政府とでは異なるだろう。選挙民の「能力 capacidad」が問われる意味と次元は、合議制か独任制かといった制度そのものの性質から切り離して見るとはできない。コリーナ（Víctor L. COLINA）が選挙民の「能力」を議会選挙ではある程度認めながらも、大統領選挙でこれを否定するのは、そのためである。^(脚注)

ところが「多数意見」は、「人民主権」から直接導き出される「行政権」その民主主義によって、立法権と行政権の均衡を図ろうとするが、先に述べた意味で、そもそも「均衡」は成立しえない。「多数意見」の「政治的心理」

と、「少数意見」における「社会心理的性質」によれば、結局のところ、選挙民の支持を直接受けた「大統領独裁」しかりえない。「心理」であれ「性質」であれ、両「意見」においては、統治形態に関して歴史的に得られたペル⁽⁴⁾人の経験則的性向が重視されている。その意味で、「多数意見」が立法権と行政権の間の不均衡が「議会独裁」を生み出すというとき、先の定式化に即していえば、それは「立法までの民主主義」にはかならず、そうした統治形態がペル⁽⁴⁾で非適合的であることが含意されている。これは、「多数意見」が、職務の実効性のために行政政府が「活力と名声」を要し、それを与えられるのは議会ではなく人民による投票のみであると述べた点に示されている。その意味で「多数意見」は、法的には「抑制」されながら、しかし「強固とならざるをえない」と見るビリヤランの「活力ある行政府」論と軌を一にするものといえるだろう。

「大統領独裁」を生み出す憲法上の制度と社会的土壤のあるペル⁽⁴⁾において、「議会中心主義」的方向転換を主張する見方は根強い。既に取り上げた口カは、実効的機関は常に存在しうるのであり、「議会こそ、統治の主要な機関」であり、「国家の基本的作用は議会であり、その意味で、行政、政府なしの民主主義、democracia sin Ejecutivo はありうる」とまで述べたが、近代憲法原理の本籍地においては、むしろこの方向こそ歴史的に形成されてきた統治原理の主流といえるだろう。しかし、ペル⁽⁴⁾の憲法規定とその実態に關してビリヤランが指摘したとおり、ペル⁽⁴⁾において「議会中心主義」的な統治形態を構想することは、裏からいえば、「大統領中心主義」に対する彼らの現状認識の甘さを露呈するものとなるのである。

四 「大統領中心主義」と「議会中心主義」の陥路

以上の議論の焦点は、大統領の選出方法を選挙民にするか議会にするかにあるが、問題を公選制の是非ではなく、独任制行政の性格に見出し、この「陥路」を打破する統治形態論を展開したのが、ペルー社会党の「合議制行政政府」論であった。

社会党の基本的立場は、「選挙の際に表明されるあらゆる政治的立場 *tendencias políticas* は議会で代表されなければなら」⁽⁵⁾ず、「これを行政権においても同質 *idéntico* の問題と見なし、それを実現しうる唯一の方法を比例代表制に求める点にある。したがつて、比例代表制によつて選出された「世論に影響力のある政党」から、七十九名の行政政府代表を選出し、各構成員は各省庁の主務大臣として任務を遂行するもの、そのうちの一人が、「政府 *regimen* の政策全体を見通し、行政権を内外で指導し代表する資格 *dirección y la representación*」を有する。合議制行政政府の各構成員は比例代表制によつて選出される以上、政治的立場は同等であり、構成員の一人が他の構成員を自らの無条件の意意思に従わせる」とは不可能となり、各構成員は自党の政策を反映させようとする。他方で、これは、直接投票によって有権者の信を得ることができるだけに、「多数意見」が危惧した行政権と立法権との間の均衡の喪失による「弱い行政政府」の問題も回避される。⁽⁶⁾

このようにして、社会党が「合議制」の行政政府を提唱するに至る背景には、「独任機関」としての大統領の実体についての、次のような現状認識がある。ペルーでは歴史および慣習上、行政政府こそが「統治 *Gobierno*」（傍点原文「シック）と見なされ、共和国大統領に至つては「神がかり的なもの *algo divino*」と考えられている。ペルー国民には、「一人の人物が大衆を指導し、行政組織体の頭脳かつ骨肉となるべき」との意識が存在し、「こうした前植民地

期 pre-colonial の時代からの根深い大衆の熱狂は、きつぱりと消滅させるべき」なのである。⁽⁶⁰⁾ それゆえ社会党にとつては、単に大統領の選出主体を有権者から議会に移す「少数意見」では、何ら問題の解決にはならないのである。こうした合議制行政府の試みは、実は、ペルーの憲法史上既に前例がある。独立期における「統治評議会」や「ペルー最高統治評議会」の例をはじめとして、クーデタののちの新憲法制定までの間の「事実上の政府」は、常に立法権および行政権を掌握する合議制の「統治評議会 Junta de gobierno」の形態をとつてきたのであり、一九三〇年の軍事クーデタから一九三一年憲法制定議会設置までの期間も同様であった。⁽⁶¹⁾ カステイリョは、合議制にあってもなお、常に大統領権限を行使する一人の人物が存在するとの指摘に対し、そのような評議会は一人の人物の独裁的行為（クーデタ）の産物であり、これが直接公選制によるものであれば、状況はかなり異なると指摘する。⁽⁶²⁾

多くの憲法制定者たちが、「強い行政政府」を生み出すための大統領の直接公選制を支持していた当時の状況のなかで、問題の所在を大統領の独任機関としての性格に見出し、「直接公選制」と「合議制」を組み合わせることによつて、「大統領中心主義」の害悪を回避できるとする同黨の統治形態論は、ペルーが独立以来抱える「大統領独裁」の問題性を的確にとらえている点で注目してよい。当該行政政府は——議会と同様の——比例代表制に基づく構成によって、各構成員が所属政党の政策の実現を目指す点で、議会におけるような討議による意見の集約機能が、行政権においても狙いとされている。一見、「議会中心主義」に見えるこの構想は、しかし、議会と同様の直接公選制によつて民主的正統性を分割している点で、類型論的には「議会中心主義」ではありえない。他方で、それゆえに、直接公選制が大統領の「神格性」の稀薄化を促す側面があることは否定できないだろう。すなわち、大統領が「神がかり的なもの」として存在しているところでは、それは、国民みずから選出できる一市民であるとの意識の形成機能への期待である。

しかしながら、この統治構想が最終的に支持を得ることがなかつた事実は、社会党が「少数意見」の問題性を的確に突いていたのとは逆に、ペルーにおける「独任制」の深層のところでの実効性を読み違えていたことに起因するだろう。ペルーが必要とする「活力ある行政府」は、独任制であることによつてはじめて、その「実効性」が確保できる。独任機関としての大統領は「神がかり的なもの」であり、それゆえに「神」は複数存在してはならないのである。

おわりに

一九三三年憲法の制定過程における以上の議論から、まずは、いずれの立場においても「大統領中心主義」が前提とされているという点を確認できる。これは一見、当然のことのように思われるが、それぞれの立場が提唱するありうべき統治構想の現実適合性は、その認識の妥当性と無関係のところでは捉えられない。

「少数意見」は、大統領の選出を議会に委ねることによって、民主的正統性の一元化を構想したが、それは直接公選制にのみ問題性を見出し、独任制としての大統領の性格にはふれなかつた。そこでは、「行政権と立法権の結びつき」による統治が志向されてはいるが、規範上の「議会主義を中心主義」を実態においてつくり出せなかつたところで、それが、「人的つながりや裏取引」の可能性を少なくする直接公選制に比べ、「強固かつ法的に抑制された活力ある行政府」を生み出せるかは疑問であるといわざるをえない。「合議制行政府」論は「少数意見」とは対照的に、合議制によって独任制の弊害を抑制しようとしたものといえるが、それでもなお、直接公選制と結びついた「同輩中の主席」を認めた点に、——かりに「少数意見」の抱える問題性は克服しえていたとしても——「大統領中心

主義」の認識と評価の不徹底さが窺えるのである。

これに対し、ビリヤランや「多数意見」にあつては、ペルーの統治にとつては「実効的」国家機関としての歴史的に形成されてきた大統領統治が必要なものとして認識されており、だからこそビリヤランは、当該「実効性」を確保するために、大統領の「独裁化」を回避する「法的統制」を必要としたのであつた。ビリヤランとともに憲法草案の起草にあたつた法制史家バサドレは、この点を、「憲法上の地位を法的に強化」⁽⁴⁶⁾するものと評価した。このようすに、直接公選制と独任制による統治の「実効性」と同時にその「法的統制」の均衡こそ、ビリヤランおよび「多数意見」が構想したペルーの統治形態であつた。そこには、歴史的に形成されてきた「大統領中心主義」への現実における一定の積極的役割が見て取れる。

冒頭にふれた共和国大統領の「国家元首」と「国民の体現者」規定は、以上のような憲法制定過程のなかでの憲法意識によって実定化されるに至つたものである。といひるで、「体現する personificar」とは、「特定の人物に、一つの事実、体系、意見を帰す attribuir または表象 representar させる」と⁽⁴⁷⁾とされるが、この解釈にペルーの憲法学者が苦慮するのは、やはり実態における「大統領中心主義」の統治構造ゆえであろう。この規定は一九三三年憲法ののち、一九七九年憲法および一九九三年現行憲法によつても踏襲されるが、「大統領中心主義」の傾向を「ペルーにおける社会階級 *clases sociales* の脆弱性」とその差異化と承認の未完のプロセス⁽⁴⁸⁾にあることらえる憲法学者ベルナレスは、次のように述べる。「大統領＝国民＝国家」の構図を意味する権力の体現化は、本来絶対君主制理論において説明可能な概念であり (*L'état c'est moi*)、共和制の下での大統領は「國家」でもなく、「市民」として「国民の代理 personero」にならざり得る⁽⁴⁹⁾ことができるだけである。そうするにとつて、彼は、ビリヤランが述べた大統領の「法的統制」の見地からの解釈を施しているといえるが、そのベルナレスにあつても、「大統領の絶対的権力

poder omnímodo は確かに、『国民を体現する』という文言に存在する⁽¹⁾といふを認め、この概念を「誤り *entóneo*」と評価するのである。⁽²⁾

こうして見ると、一九三三年憲法制定過程における「議会中心主義」および「合議制行政府」の統治構想は、歐米における統治機構論の「文化思想的呪縛 *carga ideológica y cultural*」から解放されていないといえるだろう。既に述べたように、議会中心主義は時間・空間における一定の歴史を有するのであり、だとすると、それを生み出した条件とはあまりにも異なる歴史と社会の実体を有するペルーにおいて、「議会中心主義に未来はない」⁽³⁾ことを直視すべきだろう。植民地からの実質的独立を勝ち取るための事実のなかから誕生した共和国大統領は、しかし君主制の植民地支配の経験があつたからこそ、その選出を議会に委ね、主権者国民とは切斷された議会従属的なものとして誕生した。しかし、それでは実現できない独立の確定と国家建設の困難な現実の前に、その後の憲法は、選挙人団を媒介とする間接選挙から国民の直接公選制へと大統領の選出形態を規定し直し、選挙民と大統領の直接的結合を基軸として、大統領の権限は実定憲法上強化されてきた。⁽⁴⁾「大統領中心主義」に関してベルナレスと同様の立場をとり、欧米の「呪縛」を指摘する憲法学者ルビオが発した次の警告に、今、改めて注意が向けられるべきである——「征服者たちが一六世紀に中南米に持ち込み、アステカやインカの現実を理解しようとその適用を試みた政治概念がそうであつたように、（欧米の異なる現実から生まれた権力の編成原理は）あまりにもラテンアメリカおよびペルーの憲法構造に非適合なのである」⁽⁵⁾。そうだとすると、実定憲法上はそれまで「行政権の長」と位置づけられてきた共和国大統領に、「国民の体現者」としての性格を付与した「議会中心主義」の認識は、——その意図とは独立に——自ら依つて立つ概念のみならず、「大統領中心主義」の統治構造のもつ意味に対しても、あまりにもナイーブ過ぎるものであったといわなければならない。

- (1) 辻豊治「ラテンアメリカの国家とその危機」木村靖治他編『現代国家の正統性と危機』（山川出版社、一〇〇一年）、一九九頁以下参照。
- (2) だからこそ、「植民地は *völkerrechtlich* いは Inland で、*staatsrechtlich* いは Ausland だ」と述べたカール・シュミットの警句から、近代西欧出自の人権が植民地支配の上に成り立っていた矛盾に注意を喚起しながら、なお、近代立憲主義を擁護する樋口陽一教授の仕事が、本稿にとって重要な意味をもつ。
- (3) この点、近年、ブラジルを対象とした重厚な研究を行っている佐藤美由紀氏による仕事が重要である。例えば、佐藤美由紀「ブラジル一九八八年憲法における大統領の立法的暫定措置の制度——とくにその再発布をめぐって——（一）・（二・完）」『法学協会雑誌』第一一卷第九号および第一〇号（一九九四年）、同「ブラジルにおける違憲審査制の展開（一）～（六・完）」『法学協会雑誌』第一一八卷第九号および第一一號（一〇〇一年）、第一一九卷第四号、第六号、ならびに第七号（一〇〇一年）、第一二〇卷第七号（一〇〇三年）、同「ブラジルにおける出版検閲法制」『イベロアメリカ研究』第一一號（一〇〇四年）。
- (4) 抽稿「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造——大統領の再選問題を手がかりに——（一）・（三・完）」名古屋大学『法政論集』一九三一～一九五号（一〇〇二年～一〇〇三年）、同「ペルー憲法史における『共和国大統領』の誕生（一）・（二・完）」名古屋大学『法政論集』一〇九号～一一〇号（一〇〇五年）。
- (5) 染田秀藤「インカ帝国の虚像と実像」（講談社選書メチエ、一九九八年）は、「強大な帝国」として描かれていたインカ帝国の通俗的理解の虚偽性を突く興味深い文献である。
- (6) 本稿で「一九三三年憲法制定過程」という場合、一九三一年に開設された憲法制定議会での審議のみを指すわけではなく、一九三一年八月七日、同議会に先立つて設置された法学者を中心とする憲法草案起草委員会も含むものとする。

(7) 狹義には、内閣が自らの在任のために大統領と議会に責任を負う「元型議院内閣制を指すが、いりやば広く、ペルーにおける統治 *gobierno* の全般を実質的に担う大統領に対し（大統領中心主義）、これを議会に従属させ、当該実質的統治を議会が担うべきとする立場を意味するものとして使用している。のちに見るように、ペルーは一九世紀半ば以降、寒定憲法上はいわゆる「半大統領制」に類する統治形態を規定しており、その意味で「大統領中心主義」は、特にその実態的側面に着目した概念である。なお、この点に之しては Domingo GARCÍA BELAÚNDE, *La Constitución en el péndulo*, Editorial UNAS, Arequipa, 1996, p. 77 を参照。

(8) それは、彼が「内閣」に関する審議の際に述べた次のよくな規定から明らかになる。¹⁾ ①内閣が政府を構成し、²⁾ 議会が内閣議長を選出する。³⁾ 内閣議長の提案にもとづき共和国大統領が、一般に認められた人格および才能を有する市民の中から他の国務大臣を任命し、⁴⁾ 内閣議長が内閣の政策全体を指揮・代表する。また、⁵⁾ 政府の政策全般に関して、内閣は議会に対して連帯して責任を負い、⁶⁾ 内閣はその権限を使用するためには、組織全体として como cuerpo constituido または各大臣が個別に、議会の信任を得なければならぬ。⁷⁾ には、⁸⁾ 共和国大統領は議会の解散が必要だと考へた場合には、法律の定める手続に従い、一度に限りそれを人民に問う⁹⁾ とがである。それが否決された場合には、大統領は解任される。¹⁰⁾ 議会の提案によつて、法律が定める手続に従い、共和国大統領は任期満了前に、人民の決定によつて解任されねりとするが、人民がこれを否決した場合には、議会が解散され¹¹⁾ Repùblica del Perú, *Diario de los Debates del Congreso Constituyente de 1931 Publicación Oficial*, Miércoles 6 de abril de 1932, p. 2481.

(9) República del Perú, op. cit., Martes 5 de abril de 1932, Lima, p. 2451.

(10) ホイホイホーク自身は、「大統領の報酬」について定める草案のなかで当該条項の提案を行つたのであるが、その後憲法委員会の判断で、「共和国大統領」の章の冒頭に独立の条項として置かれることが決定され (Repùblica del Perú, op. cit., Martes 18 de octubre de 1932, Lima, p. 4320)。一九三三年憲法一三四条となつた。

- 説
論
(11) レギー・アセラの憲法政治について Pedro PLANAS, *La República Autocrática*, Fundación Friedrich Ebert, Lima, 1994 を参照。

(12) そもそもペルー共和国最初の一八二二年憲法制定議会が、独立戦争という革命的状況のなかでその無能を示した際、軍部は蜂起し（バルコンシーリョの暴動）、同議会に共和国大統領の任命を迫った経緯があるが、これがペルー史上最初のクーデタだとされる。Enrique CHIRINOS SOTO, *Teoría del Golpe de Estado - desde julio cézar hasta Fujimori*, 1996 Prosa S. A, 1996, p.47 y p.100.

(13) その典型が大統領の再選禁止条項であり、これは憲法改正禁止規定 cláusula pétreas による改廃を試みる者に対するもので、久に公職から追放する」と定めていた（一九三三年憲法一四二条および一四三一条）。

(14) この点は、前掲注⁽⁴⁾の拙稿の説明と併せて、若干付言しておく必要があつた。筆者のペルー大統領中心主義の研究は、そもそも一九九〇年代のフジモリ政権下における大統領の再選問題から出発しており（拙稿、前掲注⁽⁴⁾一〇〇一～一〇〇三年）、それは得られた「大統領中心主義」の統治構造の歴史的性格（「王冠なき君主」）を明らかにするために、独立期に遡って大統領の出自を問うた（拙稿、前掲注⁽⁴⁾一〇〇五年）。直接公選制と独任制行政府の長の一いつの側面から「大統領中心主義」を捉えようとするが、議会独裁から大統領主導型の統治へと移動していく「萌芽期」が後者であり、前者は、本稿で扱う「確立期」（「国家元首・国民の体現者」規定）を経たのちの「変容期」にあたり、このでは、よりわけ新自由主義政策の敢行のために要請される「強い行政権」という現代のグローバル化の時代状況のなかで、大統領の再選を問題としている。

(15) これは一九二四年、ペルーの政治家アヤ・デ・ラ・トーレ（Víctor Raúl HAYA DE LA TORRE）が亡命先のメキシコで、労働者と知識人の反帝王国主義統一戦線として設立した、ラテンアメリカ全土で展開する民族主義運動組織である。

(16) そこには、座長のビリヤランに加え、外交官であり国際法・哲学者であったビクトル・ベラウンド（Víctor Andrés BELAÚNDE）、ペルーが誇る（法制）史家のバサド（Jorge BASADRE）、「をはじめとする一一名もあり、まさに「これ以上の人々を委員会構成員として見つけ出すのは不可能」（Luis ECHECOPAR GARCÍA, "Prólogo", en Manuel Vicente VILLARÁN, Ante-

といわれる人選であった。

(17) これは、通常、「リチャード草案 Ante-proyecto Villarán」へ呼称されるが、リチャードの見解が典型的に示されたものといふ。

理解されていく。じつは、リチャード、「趣旨説明書」をリチャードの認識を示すものと見るとしている。

(18) リチャードが同憲法を「ペルー憲法の母國 madre de todas nuestras constituciones」の位置づけたのは本邦ではある。Domingo GARCÍA BELAÚNDE con la colaboración de Walter GUTIÉRREZ CAMACHO, *Las Constituciones del Perú*, Edición Oficial, Ministerio de Justicia, Lima, 1993, p.9.

(19) いわゆる、大統領の法案提出権、大統領の行為に対する大臣の副署、大臣の国会審議への出席、国会議員へ大臣の兼任、などが一九二〇年憲法における大臣を辞職に追い込む議会の不信任決議の制度である。Manuel Vicente VILLARÁN, op. cit., pp. 38-39.

(20) Manuel Vicente VILLARÁN, op. cit. p. 39.

(21) 以上の点については、参照 Manuel Vicente VILLARÁN, op. cit. p. 40.

(22) 以上の点については、参照 Manuel Vicente VILLARÁN, op. cit. p. 41.

(23) 以上の点については、参照 Manuel Vicente VILLARÁN, op. cit. p. 42.

(24) (25) これは、周知のとおり、ペルー第五共和制の大統領の直接公選制を「行政権おもじの民主主義」とした樋口陽一教授の用語に着想を得てゐる。参照、樋口陽一『現代民主主義の憲法思想』（創文社、一九七七年）、特に二〇二二頁以下。また、同『議会制の構造と動態』（木鐸社、一九七二年）も参照。

(26) República del Perú, op. cit., Lunes 1 de febrero de 1932, p. 1156.

以て「國民」へ「人民」を使ふわけの用語法せんが、Nación は国民および Pueblo を人民と原語に即して訳出する。%

- ルーニョニトア・リバード・トマスの異なる主権原理を意識した理解がなされたる（Carlos MASÍA RAMÍREZ, "La Democracia Participativa y la Constitución de 1993", en Instituto del Ciudadano, BOLETÍN 25, Lima, 1997, pp. 13-26）。
- (27) ペルーは独立以来、代表民主制を基調とするおり、重要なことは、権力の正統性の所在といつて「國民=人民」なのである。
- (28) 「多数意見」に署名した110名の議員のへや、ゲバラは「一切の留保なし」に署名してゐる（República del Perú, op. cit., (Lunes 1 de febrero de 1932, p. 1157)°）。
- (29) 以上の点よりこゝに、参照、República del Perú, op. cit., Jueves 4 de febrero de 1932, p. 1210.
- (30) República del Perú, op. cit., Lunes 1 de febrero de 1932, p. 1170.
- (31) 通常、ペルー共和国史上、一八二一年憲法（正式名称「ペルー共和国憲法 Constitución Política de la República Peruana」）が最初の憲法であるとみなされる。ペルーの国家形態を「共和制」と基礎づけたのは、それに先立つ一八二一年政体基礎法（正式名称「ペルー共和国政体基礎法 Bases de la Constitución Política de la República Peruana」）であるといふ。実質的には、いわゆるペルーにおける「最初の憲法」と見なすべきである。この点よりこゝに、拙稿、前掲注(4)110号（1990五年）、118~119頁を参照されたら。
- (32) 長谷川正安「主権につら」同『國家の自衛権と国民の自衛権』（勁草書房、一九七〇年）、五四頁以下。
- (33) これらの規定は一九二〇年憲法まで維持されるが、一八五六年憲法以後は、国民（国家）の独立および一体性に主権が加えられた（一八五六年憲法二条、一八六〇年憲法二条、一八六七年憲法二条、一九二〇年憲法二条）。
- (34) 同条は、「ペルー国民 Nación Peruana は主権を有し、自由ならびに独立である」と規定していたが、他方四条は、「何人も主権者 soberano の称号を纂奪してはならない、」れを行つた者は国家反逆罪を構成する」と定めていた点は注目される。
- (35) 若干の文言上の違ひはある、この種の規定は、一八二三年憲法二七条、一八二六年憲法七条、一八二八年七条、一八二四年憲

ペルー一九三三年憲法制定過程における「大統領中心主義」（川畑）

法七条、一八三九年憲法一二条、一八五六六年憲法四一条、一八六〇年憲法四二条、一八六七年憲法四三条、一九二〇年憲法六八条（一八五六六年憲法以後は、「代表民主制」は *democrático representativo* と改められる）に見られる。当の一九三三年憲法は、こうした統治形態に関する規定をもたなかつた。

(36) 前者は、一八二六年憲法（九条——ただし、ここでは三権に「選挙権」も加えた「四権分立」）、一八二八年憲法（八条）、一八三四年憲法（八条）、一九三九年憲法（二二条）、一八六七年憲法（二条）であり、後者にたるのは、一八五六六年憲法（三条）、一八六〇年憲法（二条）、一九二〇年憲法（二条）である。「三権（または四権）」と「國家権力担当者」には実質的な違はないことはいふまでもない。

(37) 一八二二年にペルーの独立を宣言したサン・マルティンは、一八二二年の憲法制定議会の開設までの間、自らが制定した「暫定規約」に基づいて、プロテクトール（Protector、護民官独裁）の名称が示すとおり、「独裁的」統治を行つてゐたが、同規約においてすら、「人民の自由のための唯一かつ真の保障」として、「司法権」の独立が規定されていた。この点については、拙稿、前掲注⁽⁴⁾（二）（一〇〇五年）、一六頁以下を参照されたい。

(38) これについては、拙稿、前掲注⁽⁴⁾（一〇〇五年）を参照されたい。

(39) 各県の選挙人団が絶対多数で二名の候補者を選出し、そのうち一人は当該県または隣県の出身者であつてはならず（一号）、

開票作業は議会が行う（二号）。全県選挙人団の絶対多数の票を得た者が大統領となり（三号）、二名が多数を得た場合には、最多得票者が大統領となり、同数の場合には、議会が絶対多数で大統領および副大統領を選出する（四号）。いずれも絶対多数を得ていなければ、議会が上位三名のうちから大統領を選出し、残る二名のうちから副大統領を選出する（五号）。当該手続は、各議院の総議員の三分の二が出席した一回限りの本会議で終了する（六号）。

(40) 同憲法には、大統領の直接公選制を規定する条項は存在しないが、同一二六条には、大統領が死亡または辞任した場合にのみ、議会が後任の大統領を選出することが規定されていた。同憲法下で唯一の大統領であったレギアも直接公選制によつて選出

れていた事実からすれば（だ）かわりや、再選禁止規定を憲法改正によって解除し、一年間の長期政権を歓へるが可能であつたり、直接公選制を規定してはいたみじよ。

(41) Repùblica del Perù, op. cit., Jueves, 4 de febrero de 1932, p. 1224.

(42) 「多数意見」じつもては、參照、Repùblica del Perù, op. cit., Lunes 1 de febrero de 1932, pp. 1157-1158. を參照。
del Perù, op. cit., (Lunes 1 de febrero de 1932, pp. 1156-1157. 「少数意見」は、Repùblica

(43) 「統領」とは、今ハアメリカにおこり、私兵による軍事力を背景にしたカリスマ的支配者で、多くが地主の出身であり、しば
九世紀初頭の独立による植民地支配の終焉後の混乱のなかで多く見られた。これは、ラテンアメリカ独自の現象であり、しば
しば、議会制を否定して独裁制を志向し、それを支えたのが、民衆のなかにある独裁を好む傾向であつたとされる。ラテンアメ
リカの社会科学において、独任制の大統領を「統領」とのアナロジーで捉える見解は多い。しかし、憲法上の制度は共和国大統
領であり、したがつて「統領」は、大統領を中心とする統治構造の社会的実体を指し示すものとしておこつてゐる。「大統領独
裁」は、この制度的表現である。他方、「議会独裁」とは、議会が立法権および行政権の両作用を掌握している統治形態であり、
統治類型論的には「会議制」がそれにあたる。

(44) そして「大統領絶対主義」を阻止する手段として、「多数意見」は、①不信任決議による議会の統制、②統治の政治的作用と
技術的作用を区別し、後者を官僚に委ねる、③議会によつて任命される機関による公共支出の管理・修正、④公務員の地位
を保障する公職法 Ley de Servicio Civil の制定、⑤地方分権、をあげてはいた (Repùblica del Perù, op. cit., Lunes 1 de febrero de 1932,
p. 1157.)。

(45) インディオを「むひとも保護されて」なかつた階級 clase menos protegida へ位置づけたビリヤランは、この現実に自覺的で
あつたところである。彼はインディオへの選挙権付与に反対する理由を、力において勝る者たちがインディオをして見せかけの投
票をせや、結局、インディオにとっては敵である者を選出せりといふことなるべく、「インディオの問題は、おしあたり憲法の問

題ではなべ‘市町法’‘農業法’‘教育法の問題’であると指摘してゐた (Manuel Vicente VILLARÁN, op. cit., supra nota 16, p. 27) °

(46) República del Perú, op. cit., Martes 2 de febrero de 1932, p. 1181.

(47) República del Perú, op. cit., Miércoles 3 de febrero de 1932, p. 1191.

(48) República del Perú, op. cit., Jueves 4 de febrero de 1932, p. 1223.

(49) 前掲注(3)のやへは、マリヤトハやいの世を懸念してゐた。もた彼は、一八一一のペルー独立当時の憲法制定議会が、立法権のみならず行政権も保持したりした「議会独裁」へんじてゐた (Manuel VICENTE VILLARÁN, *Lecciones de Derecho Constitucional*, Pontificia Universidad Católica del Perú Fondo Editorial, Lima, 1998, p. 485) が、いはへしたペルーの「議会独裁」は、同憲法制定議会ややへは、〔議会 Junta〕型の行政政府の形態をとるが、後述 (III) のペルー社会党の主張はこれであつた。

(50) República del Perú, op. cit., Lunes 1 de febrero de 1932, p. 1172.

Ibid.

(51) (52) りれば、一九一八年にペルーの社会主義者マリートギ (José Carlos MARIÁTEGUI) による結成されたペルー社会党が、一九一〇年に共産党へ移行するにいたるゝと、同党から離脱したカストイエリーニ等が中心となつて存続したものであるが、一九三一年の憲法制定議会においてはわざかに四議席ほじるもひだ。マリアテギを中心とするペルー社会党および共産党史に関する邦語文献としては、小倉英敬「アンデスからの暁光 マリアテギ論集」(現代企画室、一九〇一―一九年) が詳しき。

発言をしたのは、トルカ・ペロ、カストロ・ボヘ、などにカストイエリーニの名であった。

(53) República del Perú, op. cit., Miércoles 3 de febrero de 1932, p. 1199.

República del Perú, op. cit., Martes 2 de febrero de 1932, pp. 1174-1176.

(54) (55) (56) (57) República del Perú, op. cit., Miércoles 3 de febrero de 1932, p. 1200.

- (58) Repùblica del Perù, op. cit., Martes 2 de febrero de 1932, p. 1176.
- (59) Repùblica del Perù, op. cit., Martes 2 de febrero de 1932, p. 1175. カストロ・ペハサルに關して、次のような大統領に関する國民の「迷惘」の強さを述べる。すなわち、貧しいから大統領を替えれば富や生活の糧を与えてくるのではないか、やむに極端な場合には、雨に依存するが大きい作物栽培で生計を立ててゐる山岳部 (Sierra——これは、先住民インディオが多いといふと同義) では、雨が降らなくなれば大統領を替えね、とする例をあげ、ペルーデは「大統領が全てを行つ」と指摘する (Repùblica del Perù, op. cit., Martes 2 de febrero de 1932, pp. 1176-1177)。一九九〇年代に長期にわたりペルーへ滞在した筆者の印象からすれば、実は、述べた現象は全般的「誇張」ではなく、むろわけ低い社会階層ほど顕著に見られる意識である。ラテンアメリカ政治の特質を現すものとして mesianismo (救世主到来思想) の概念があるが、やはりこゝに現した社会の意識が反映されてゐる。
- (60) Repùblica del Perù, op. cit., Martes 2 de febrero de 1932, p. 1175.
- (61) 独立当時に憲法制定議会が任命した三名の構成員からなる統治評議会が失敗した例については、拙稿、前掲注⁽⁴⁾ (1100年) を参照されたい。
- (62) レギア前政権を失脚させた軍事クーデタの首謀者サンチエス・セロが率いた、一九三〇年九月一日発足の「統治評議会 Junta de Gobierno」か、一九三一年三月一日にそれを引き継いだサマネハ (David SAMANÉZ OCAMPO) の「全国統治評議会 Junta Nacional de Gobierno」かである。共和国大統領および憲法制定議会の両選挙は、後者の政令 (一九三一年五月一六日付政令七一六〇号) によって公示された。
- (63) 前掲注⁽⁶²⁾のこずれの統治評議会に就いても、評議会議長 Presidente de la Junta は共和国大統領と同一の権限を有するが定められていた (一九三〇年九月一日付政令六八七四号=統治評議会規約) 一条、および一九三一年五月一六日付政令七一六〇号=全国統治評議会規約五条)。
- (64) Repùblica del Perù, op. cit., Miércoles 3 de febrero de 1932, p. 1199.

- (65) もれば、提唱されたらむろひの議論が示される。
- (66) Jorge BASADRE, *Historia de la República del Perú 1822-1933*, Sétima edición Corregida y aumentada, Editorial Universitaria, Lima, 1983, p. 252.
- (67) Real Academia Española, *Diccionario de la Lengua Española*, Vigésima Segunda Edición, 2001, p. 1740.
- (68) RUBIOBERNALES, *Constitución y Sociedad Política*, mesa redonda editores s. a., Lima, 1988, pp.373-374.
- (69) Enrique BERNALES BALLESTEROS, *La Constitución de 1993 Análisis Comparado*, ICS, Lima, 1996, p.460.
- (70) Enrique BERNALES BALLESTEROS, op. cit., p.459. 同所が、「一九七八年憲法の現行の一九九二年憲法よりも議論が示された議論規範として、前者の憲法は後者よりも一九七八年憲法を優るが、[共和国大統領は国家元首として国民の代表である] という文言は「[共和国] 既存する大統領の後の議論ではない事実を紹介する。」
- (71) Marcial RUBIO CORREA, *Estudio de la Constitución Política de 1993*, Tomo 4, Pontificia Universidad Católica del Perú Fondo Editorial, Lima, 1999, p. 24.
- (72) Ibid.
- (73) 「ノミニシテセ、ソリ」と、Ibid.
- (74) RUBIO/BERNALES, op. cit., pp.373-374.
- (75) Marcial RUBIO CORREA, op. cit., p. 23.